

# 新井郷川排水機場除塵作業及び構内整備等業務委託実施要領

## 1 総 則

本委託業務は、新潟県が管理している新井郷川排水機場において、令和8年度に流着する塵芥の分別処理及び構内整備等を本実施要領により行うものである。本要領において、新潟県新発田地域振興局長を甲、業務受託者を乙という。

## 2 管理者及び管理者代理人

甲は、新発田地域振興局長を本委託契約における管理者に、同局農村整備部農村計画課新井郷川排水機場担当者を管理者代理人にそれぞれ指定する。

## 3 業務代理人

乙は、業務の実施に関し、業務を実施する責任者で、業務に従事するものを指揮・監督する業務代理人を定め、甲に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

## 4 業務内容

本委託業務の内容を、別紙1「除塵作業及び構内整備等業務委託実施方法書」に示す。

## 5 作業機械及び休憩所の貸与

本委託業務に必要な次の作業機械及び作業員休憩所を貸与する。

- ・ クローラードンプ（ヤンマー C50R-5A）
- ・ ホイルローダー（コマツ WA100-3-60562）
- ・ 草刈機、噴霧器等構内整備用機器
- ・ 作業員休憩所

なお、これらの貸与条件を別紙2「除塵作業及び構内整備等業務委託財産貸与条件」に示す。

## 6 作業内容の記録・報告

### (1) 作業日報・月業務報告書

#### ア 作業日報

業務代理人は、日々の業務内容を日報に取りまとめ、管理者代理人の業務遂行状況に関する照会に備えること。日報には次の事項を記載すること。

- ・ 作業従事者名
- ・ 塵芥の場内運搬台数
- ・ 塵芥種別集積の状況
- ・ 機場構内業務（草刈り、緑化木の管理、除雪、除塵船運搬等）の状況
- ・ 作業機械の燃料残量及び給油を行った場合の給油量

## イ 月業務報告書

業務代理人は、各月の業務終了後すみやかに作業日報の記載内容を集計した月業務報告書を管理者代理人に提出すること。報告書には次の事項についての日々の数量及び月の集計等を記載すること。

- ・ 作業従事人員
- ・ 塵芥の場内運搬台数
- ・ 一般廃棄物搬出があった日の日付及び搬出台数
- ・ 草刈り、緑化木の管理、除雪、除塵船運搬等の業務日数
- ・ 給油を行った場合の給油量

## (2) 業務成果報告書

業務代理人は、契約期間内の月業務報告書の内容を取りまとめるとともに、次の事項を加えた業務報告書を提出しなければならない。

- ・ 塵芥搬出時の写真記録（運搬処理業者の運搬車両への積み込み前の集積状況を記録するもの）
- ・ 草刈り、緑化木の管理、除雪、除塵船運搬等の業務写真

## 7 安全管理等

乙は、委託業務の実施にあたり、労働基準法、労働安全衛生法及びその他業務実施関係法令を遵守して業務の安全管理に努めるものとする。また、万一事故等が発生した場合には、直ちに可能な応急措置を講じるとともに、速やかに管理者代理人に連絡し、その指示に従わなければならない。

## 8 一般廃棄物運搬処理業務との調整

集積した塵芥の廃棄物運搬車両への積み込み等一般廃棄物運搬処理業務との調整の必要がある場合には、業務代理人は、これを管理者代理人に求めること。